

# 資源有効利用促進法の概要

環境法令における  
酒類業者の義務

正式名称：資源の有効な利用の促進に関する法律

国税庁酒税課

## ■法律の目的

「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の社会の状況を踏まえ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生抑制、再生資源及び再生部品の利用の促進を図り、循環型社会を形成することを目的としています。

## ■法律の概要

事業者に対して廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品・部品等の再使用（リユース）及び回収した製品等の再生利用（リサイクル）への配慮、分別回収のための容器包装の素材の表示など、資源の有効な利用を図るために事業者の取組むべき事項が規定されています。

## ■酒類業者のうち、容器包装の素材の表示義務がある者

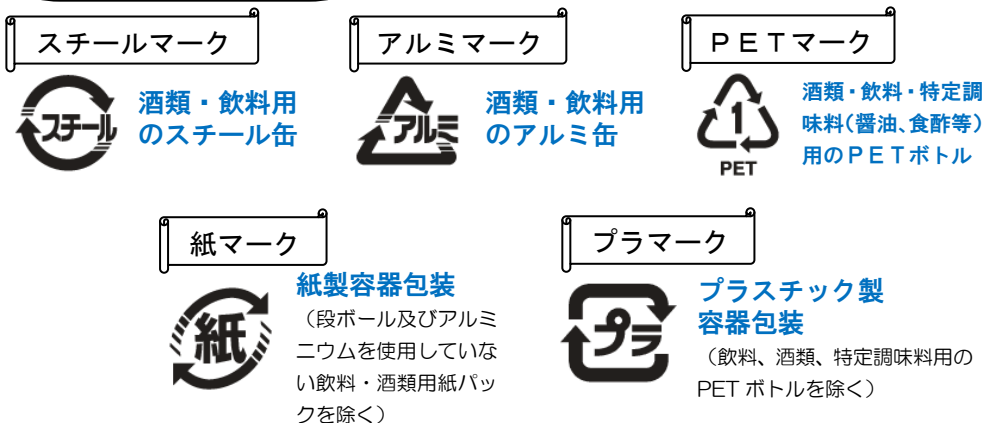
表示が義務付けられた製品の製造、加工、販売を行う事業者（販売を行う事業者の場合は、製造を発注する事業者に限る。）には、製品に容器包装の識別マークを表示することが義務付けられています。

## ■表示が義務付けられている製品と識別マーク

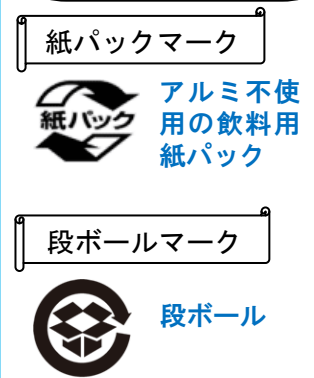
酒類業者には、次の製品に、1箇所以上識別マークを表示することが義務付けられています。

- 1 酒類が充てんされたスチール缶及びアルミ缶
- 2 酒類が充てんされたPETボトル
- 3 紙製容器包装（アルミ不使用の飲料用紙パック及び段ボール製容器包装を除く）
- 4 プラスチック製容器包装（2を除く）

### 容器包装の識別マーク



### 自主基準マーク(※)



※「自主基準マーク」は、表示に関する法的な義務はありませんが、業界団体が自主的に採用し、表示しているマークです。

## ■罰則

識別マークの表示義務を負う事業者が、義務を怠った場合には、国による勧告、公表、命令が行われ、命令に違反した場合には、50万円以下の罰金に処せられます。